

東日本電信電話株式会社及び西日本電信電話株式会社の第一種指定電気通信設備に関する接続約款の変更の認可(長期増分費用方式に基づく平成26年度の接続料等の改定)について

(諮問第3065号)

<目 次>

1	報告書(案)	1
2	申請概要	7
3	審査結果	13

別添

- 接続約款変更認可申請書(写) (東日本)
- 接続約款変更認可申請書(写) (西日本)

平成26年3月26日

情報通信行政・郵政行政審議会電気通信事業部会
部会長 東海 幹夫 殿

接 続 委 員 会

主 査 相 田 仁

報 告 書 (案)

平成26年2月12日付け諮問第3065号をもって諮問された事案について、調査の結果、下記のとおり報告します。

記

- 1 復興特別法人税の課税期間を一年前倒しして終了することを内容とする「所得税法等の一部を改正する法律案」が成立したことを踏まえて接続料が再算定された場合には、東日本電信電話株式会社及び西日本電信電話株式会社の第一種指定電気通信設備との接続に関する接続約款の変更を認可することが適当と認められる（当委員会の考え方は別添1のとおり）。
- 2 なお、提出された意見及びそれに対する当委員会の考え方は、別添2のとおりである。

復興特別法人税について

接続料原価

第一種指定設備管理運営費

他人資本費用

自己資本費用

利益対応税

調整額

- ・事業税
- ・地方特別法人税
- ・法人税
- ・道府県民税
- ・市町村民税
- ・復興特別法人税(2.55%→0%*)

H26年度
以降

※ 平成26年3月20日「所得税法等の一部を改正する法律案」の成立により一年前倒して終了

本件申請においては、復興特別法人税が平成26年度にも適用されることを前提に接続料が算定されているが、平成26年3月20日、「所得税法等の一部を改正する法律案」が成立し、復興特別法人税の課税期間を一年前倒して終了することが確定したため、平成26年度の接続料については、これを前提として再算定することが適当である。

東日本電信電話株式会社及び西日本電信電話株式会社の第一種指定電気通信設備に関する
 接続約款の変更案に対する意見及びその考え方(案)
 (長期増分費用方式に基づく平成26年度の接続料等の改定)

<p>意見1 光ケーブルの経済的耐用年数については、実態より短い推計値となっている可能性があるため、見直しを行い、平成27年度の接続料算定から見直し後の経済的耐用年数を適用すべき</p>	<p>考え方1</p>
<p>○ 光ケーブルの経済的耐用年数を見直しの上延長し、平成27年度接続料算定から見直し後の経済的耐用年数を適用すべきと考えます。</p> <p>「接続料規則の一部を改正する省令案」に対する平成25年11月28日付け弊社共意見としても提出させて頂きましたが、光ケーブルの経済的耐用年数については、光ケーブルの耐久性が十分に反映されておらず実態より短めの推計値となっている可能性があります。従って、長期増分費用モデル研究会等の場において見直しの議論を行い、平成27年度の接続料算定から見直し後の経済的耐用年数を適用して頂きたいと考えます。</p> <p>【ソフトバンクBB(株)、ソフトバンクテレコム(株)、ソフトバンクモバイル(株)】</p>	<p>○ 設備の経済的耐用年数の推計方法も含めた現行の長期増分費用モデル(第六次モデル)については、平成24年9月25日付情報通信審議会答申「長期増分費用方式に基づく接続料の平成25年度以降の算定の在り方」において、その適用期間が、平成25年度から平成27年度までの3年間とされており、この間は接続料算定に係る追加的な補正等を原則として行わないことが適当である。</p>

<p>意見2 今後も更に接続料が上昇する場合は、追加的な補正を加える等の柔軟かつ迅速な対応を検討すべき。</p>	<p>考え方2</p>
<p>○ 先日認可申請が行われた平成26年度のPSTN接続料案は、GC接続・IC接続共に平成25年度と比べて若干水準が上昇しています。</p> <p>これは、6次モデル策定時におけるコスト削減効果を上回る速度でトラフィックが減少している影響であり、平成27年度以降の接続料についても、更に上昇していくことが想定されます。今後更なる接続料の上昇が続けば、ユーザー料金にも波及しかねないものと考えられるため、ユーザー利便を損なわないためにも、追加的な補正を加える等の柔軟かつ迅速な対応を検討することが必要と考えます。</p> <p>なお、平成28年度以降の接続料については、現在検討されているIP-LRICモデルを含め、PSTNからIP網へのマイグレーションの移行期にあることを踏まえ、接続料の在り方を検討すべきと考えます。</p> <p style="text-align: right;">【KDDI株式会社】</p>	<p>○ 考え方1のとおり。</p> <p>ただし、第六次モデルの適用期間内であっても、IP網への移行の進展等により、算定方式の前提としている事項が大きく変化することが明確になった場合には、その変化に引き続き適切に対応した接続料算定となるよう、速やかなモデルの見直しに向けた検討を行うことが適当である。</p>
<p>意見3 次期モデルを平成28年度よりも早期に適用するよう議論すべき。</p>	<p>考え方3</p>
<p>○ 次期モデルは原則平成28年度からの適用とされていますが、平成28年度より早期に適用するよう議論すべきと考えます。</p> <p>「長期増分費用方式に基づく接続料の平成25年度以降の算定の在り方 答申」（平成24年9月25日付け）には、「IP網への移行の進展等により、電気通信分野を取り巻く環境は今後急速に変化していくことも見込まれるため、適用期間内に算定方式の前提としている事項が大きく変化することが明確になった場合には、今後の環境変化に引き続き適切に対応した接続料算定となるよう、速やかな見直しに向けた検討を行うことが適当」と記載されています。この、「算定方式の前提としている事項が大きく変化すること」は、平成24年6月29日の第19回接続政策委員会で議論があったとおり、IP網への移行が見込みより急速に進展した場合や次期モデルが早期完成した場合等も含め広く想定し得ることから、次期モデル完成後速やかに平成28年度より早期の適用に向けた議論を接続政策委員会で実施すべきと考えます。</p> <p>【ソフトバンクBB（株）、ソフトバンクテレコム（株）、ソフトバンクモバイル（株）】</p>	<p>○ 考え方2のとおり。</p>

I 申請概要

1. 申請者

東日本電信電話株式会社
 代表取締役社長 山村 雅之
 西日本電信電話株式会社
 代表取締役社長 村尾 和俊
 (以下「NTT東西」という。)

2. 申請年月日

平成26年2月3日(月)

3. 実施予定期日

認可後、平成26年4月1日(火)から実施。

4. 概要

接続料規則の一部を改正する省令(平成26年総務省令第1号)が平成26年1月14日付けで公布及び一部施行されたことを受けて、NTT東西の接続約款について、所要の変更を行うものである。

具体的には、長期増分費用(LRIC)方式により算定される接続料について、平成25年度、平成26年度及び平成27年度の接続料算定に適用されるモデル(以下「第六次モデル」という。)を用いて算定された平成26年度の接続料を規定する等の変更を行うものである。

5. 長期増分費用方式に基づく平成26年度接続料の算定

加入者交換機能、中継交換機能、中継伝送共用機能、中継伝送専用機能等に係る接続料について、第六次モデルを用いて平成26年度の接続料を算定(具体的な改定額は「Ⅱ 接続料の改定額」を参照)。

	平成26年度接続料(3分当たり)	平成25年度接続料(3分当たり)
GC接続	5.40円 【対前年度比 +2.1% (+0.11円)】	5.29円
IC接続	6.86円 【対前年度比 +0.7% (+0.05円)】	6.81円

※ NTSコストの取扱い

- ・ き線点RT-GC間伝送路コスト及び局設置FRT-GC間伝送路コスト以外のNTSコストについては、接続料原価から全額控除。
- ・ き線点RT-GC間伝送路コスト及び局設置FRT-GC間伝送路コストについては、接続料原価に全額加算。

【参考】算定根拠

1. 通信量の予測

長期増分費用方式に基づく平成26年度の接続料算定に際しては、平成25年度下期及び平成26年度上期の通信量を通年化した予測通信量を採用。当該予測通信量は、以下の式により算定。

$$\text{「平成25年度下期+平成26年度上期」予測通信量} \\ = \text{「平成24年度下期+平成25年度上期」実績通信量} \times (1 + \text{対前年同期予測増減率}^*)$$

※ 対前年同期予測増減率は、①平成25年10月～12月の主要な通信量の対前年同期増減率及び②平成26年1月～9月の主要な通信量の対前年同期予測増減率(当該率には、平成25年4月～12月の対前年同期増減率を用いる。)を、主要な通信量における平成24年10月～12月と平成25年1月～9月との構成比を用いて加重平均により算定。

サービス別トラフィック

(単位:百万回、百万時間)

間)

		H24下+H25上実績 (括弧内はH23下+H24上実績)			対H24下+H25上実績増減率 (括弧内は対H23下+H24上実績増減率)			H25下+H26上予測 (括弧内はH24下+H25上予測)		
		東日本	西日本		東日本	西日本		東日本	西日本	
MA内	回数	3,177 (3,870)	1,659 (2,029)	1,518 (1,842)	▲17.6% (▲19.4%)	▲18.3% (▲19.1%)	▲16.8% (▲19.8%)	2,619 (3,119)	1,355 (1,642)	1,264 (1,478)
	時間	101 (123)	53 (64)	48 (59)	▲17.3% (▲19.6%)	▲17.8% (▲19.4%)	▲16.7% (▲19.7%)	84 (99)	43 (52)	40 (47)
MA間	回数	1,727 (2,017)	815 (960)	912 (1,058)	▲14.2% (▲14.8%)	▲14.9% (▲15.2%)	▲13.7% (▲14.4%)	1,481 (1,719)	694 (814)	788 (905)
	ZA内 時間	47 (57)	23 (28)	25 (30)	▲17.0% (▲19.0%)	▲17.4% (▲19.3%)	▲16.6% (▲18.8%)	39 (46)	19 (22)	21 (24)
GC	回数	20,696 (24,241)	10,583 (12,273)	10,113 (11,968)	▲15.3% (▲11.6%)	▲14.7% (▲11.1%)	▲15.8% (▲12.2%)	17,536 (21,418)	9,026 (10,912)	8,510 (10,506)
	接続 時間	615 (721)	327 (381)	288 (340)	▲15.3% (▲12.8%)	▲14.9% (▲12.7%)	▲15.8% (▲12.8%)	521 (629)	278 (333)	242 (296)
IC	回数	19,077 (20,856)	9,076 (10,004)	10,002 (10,853)	▲7.4% (▲10.2%)	▲8.5% (▲10.4%)	▲6.4% (▲9.9%)	17,659 (18,735)	8,302 (8,959)	9,357 (9,776)
	接続 時間	610 (677)	299 (334)	311 (343)	▲8.9% (▲11.7%)	▲9.9% (▲11.8%)	▲7.8% (▲11.6%)	556 (598)	270 (295)	286 (303)

(※)MA内: 自ユニット内・自ビル内自ユニット外・MA内自ビル外の合算

機能別トラフィックの算定

上記サービス別トラフィックに各機能毎の経由回数を考慮して機能別トラフィックを算定する。

(単位:百万回、百万時間)

		H25 年度	H26 年度	増減率
端末系交換機能(GC)	回数	45,737	39,933	▲12.7%
	時間	1,395	1,219	▲12.6%
端末系交換機能(GC以下の伝送路)		1,472	1,283	▲12.8%
端末系交換機能(加入者交換回線収容共用部)		685	629	▲8.1%
中継系交換機能(IC)	回数	20,273	18,964	▲6.5%
	時間	641	593	▲7.6%
中継系交換機能(中継交換回線収容共用部)		685	629	▲8.1%
中継伝送機能		685	629	▲8.1%

2. 主な機能の接続料原価

主な機能の平成26年度の接続料原価は、以下のとおり。

(単位:百万円)

主な機能	平成25度	平成26年度	対前年度増減率
加入者交換機能			
NTSコスト付け替え前	257,273	227,005	▲11.8%
NTSコスト付け替え後 [※]	163,092	144,632	▲11.3%
中継交換機能	6,773	5,681	▲16.1%
中継伝送共用機能	7,749	7,378	▲4.8%
中継伝送専用機能	978	905	▲7.5%

※ き線点RT-GC間伝送路コスト及び局設置FRT-GC間伝送路コスト以外のNTSコストの控除。

平成26年度の接続料算定に際しては、加入者交換機能の接続料原価からNTSコストの全額を控除した上で、NTSコストのうち、き線点RT-GC間伝送路コスト及び局設置FRT-GC間伝送路コストの全額を、加入者交換機能の接続料原価に加算。

上記のとおりNTSコストの付け替えを行うことにより、加入者交換機能に係る平成26年度の接続料原価は、以下のとおり。

(単位:百万円)

加入者交換機能に係る接続料原価	NTSコスト控除前				NTSコスト控除後 ③	NTSコスト加算額 ④(=①)	NTSコスト加算後 ③+④
	NTSコスト						
	①	②	①以外のNTSコスト				
	227,005	124,196	41,822	82,374	102,810	41,822	144,632

(※)き線点RT-GC間伝送路コストは 27,022 百万円、局設置FRT-GC間伝送路コストは 14,800 百万円

II 接続料の改定額

■長期増分費用方式に基づく平成26年度接続料の改定額

区分		単位	平成 26 年度接続料	平成 25 年度接続料
1 PHS基地局回線機能	タイプ 1-1 のもの	1 回線ごとに月額	東 1,661 円、西 1,713 円	東 1,644 円、西 1,712 円
	タイプ 1-2 のもの		東 1,661 円、西 1,713 円	東 1,644 円、西 1,712 円
2 加入者交換機能		1 通信ごとに	0.59151 円	0.63222 円
		1 秒ごとに	0.026738 円	0.025884 円
3 加入者交換機回線対応部専用機能		24 回線ごとに月額	22,210 円	23,977 円
4 加入者交換機回線対応部共用機能		1 秒ごとに	0.0024657 円	0.0027001 円
5 市内伝送機能		1 通信ごとに	0.15584 円	0.17497 円
		1 秒ごとに	0.0081911 円	0.0081287 円
6 中継交換機能		1 通信ごとに	0.15584 円	0.17497 円
		1 秒ごとに	0.0012781 円	0.0013972 円
7 中継交換機回線対応部専用機能		24 回線ごとに月額	1,786 円	1,967 円
8 中継交換機回線対応部共用機能		1 秒ごとに	0.00019919 円	0.00022247 円
9 中継伝送共用機能		1 秒ごとに	0.0032573 円	0.0031433 円
10 中継伝送専用機能				
ア 同一通信用建物内に終始する場合	(ア)24 回線単位のもの(1.5Mbit/s 相当)	24 回線まで月額	14,357 円	14,412 円
		24 回線を超える 24 回線ごとに月額	14,036 円	14,062 円
	(イ)672 回線単位のもの(50Mbit/s 相当)	672 回線ごとに月額	123,721 円	129,838 円
		672 回線相当月額	123,400 円	129,488 円
	(ウ)2,016 回線単位のもの(150Mbit/s 相当)	2,016 回線ごとに月額	370,520 円	388,815 円
		2,016 回線相当月額	370,199 円	388,465 円
イ ア以外の場合であって同一の単位料金区域に終始する場合	(ア)24 回線単位のもの(1.5Mbit/s 相当)	24 回線まで月額	16,376 円	16,619 円
		24 回線を超える 24 回線ごとに月額	16,055 円	16,269 円
	(イ)672 回線単位のもの(50Mbit/s 相当)	672 回線ごとに月額	141,471 円	150,160 円
		672 回線相当月額	141,150 円	149,809 円
	(ウ)2,016 回線単位のもの(150Mbit/s 相当)	2,016 回線ごとに月額	423,771 円	449,778 円
		2,016 回線相当月額	423,449 円	449,428 円
ウ アイ以外の場合	(ア)24 回線単位のもの(1.5Mbit/s 相当)	24 回線まで月額	17,468 円	17,868 円
		24 回線を超える 24 回線ごとに月額	17,147 円	17,518 円
	(イ)672 回線単位のもの(50Mbit/s 相当)	672 回線ごとに月額	151,069 円	161,662 円
		672 回線相当月額	150,748 円	161,312 円
	(ウ)2,016 回線単位のもの(150Mbit/s 相当)	2,016 回線ごとに月額	452,565 円	484,286 円
		2,016 回線相当月額	452,243 円	483,936 円
加算料				
(1) 10 ウ欄に規定する中継伝送専用機能を利用する区間の距離が 10km を超える場合の加算料	(ア)24 回線単位のもの(1.5Mbit/s 相当)	10km を超えるごと	77 円	94 円
		24 回線ごとに月額		
	(イ)672 回線単位のもの(50Mbit/s 相当)	10km を超えるごと	673 円	862 円
(ウ)2,016 回線単位のもの(150Mbit/s 相当)	10km を超えるごと	2,018 円	2,587 円	
	2,016 回線ごとに月額			
(2) 中継伝送専用機能を利用してN TT東西が別に定める通信用建物	(ア)24 回線単位のもの(1.5Mbit/s 相当)	24 回線ごとに月額	2,019 円	2,207 円
	(イ)672 回線単位のもの(50Mbit/s 相当)	672 回線ごとに月額	17,750 円	20,321 円

	と異なる市外中継交換機に接続する場合等の加算料	(ウ)2,016 回線単位のもの(150Mbit/s 相当)	2,016 回線ごとに月額	53,251 円	60,963 円
11	中継交換機接続用伝送装置利用機能		672 回線ごとに月額	21,400 円	22,146 円
12	共通線信号網利用機能				
	ア 共通線信号網(特定端末系事業者の装置相互間を含む。)を利用して、PHS事業者のPHS端末の位置登録又は位置情報取得等を行う機能		1 信号ごとに	0.019951 円	0.019685 円
	イ 共通線信号網を利用して、ユーザ間情報通知を行う機能				
	ウ 共通線信号網を利用して、協定事業者のサービスを実現するための信号を送受する機能				
13	市内通信機能		1 通信ごとに	0.76926 円	0.82148 円
			1 秒ごとに	0.047771 円	0.046245 円
14	リルーティング通信機能		1 通信ごとに	0.96216 円	1.0360 円
			1 秒ごとに	0.053647 円	0.052386 円
15	リルーティング指示に係る網保留機能		1 通信ごとに	0.015272 円	0.015006 円
16	音声ガイダンス送出用接続通信機能				
	ア 加入者交換機能、中継系交換機能及び中継伝送共用機能を用いて、協定事業者の提供するサービス向けの音声ガイダンス送出に係る通信の交換及び伝送を行う機能		1 秒ごとに	0.029179 円	0.028334 円
	イ 加入者交換機能、中継系交換機能、中継系伝送共用機能及び特定中継事業者の伝送路設備を用いて、協定事業者の提供するサービス向けの音声ガイダンス送出に係る通信の交換及び伝送を行う機能		1 秒ごとに	0.035849 円	0.035171 円
17	リダイレクション網使用機能				
	ア NTT東西の中継交換機で接続する協定事業者の通信経路を設定するためにNTT東西の加入者交換機を利用してリダイレクションを行う機能		1 通信ごとに	0.038825 円	0.038149 円
	イ 特定中継事業者の中継交換機で接続する協定事業者の通信経路を設定するためにNTT東西の加入者交換機を利用してリダイレクションを行う機能		1 通信ごとに	0.030588 円	0.029611 円
18	加入者交換機等接続回線設置等工事費				
	ア イ以外の場合		672 回線 (50Mbit/s 相当)ごとに	176,276 円	178,889 円
	イ 第23条(接続用設備の設置又は改修の申込み)第1項又は第4項に係る申込みにより工事を行う場合		672 回線 (50Mbit/s 相当)ごとに	260,888 円	273,700 円

(注)タイプ 1-1: 平日昼間帯故障修理、タイプ 1-2: 全日昼間帯故障修理

審 査 結 果

電気通信事業法施行規則（昭和 60 年郵政省令第 25 号。以下「施行規則」という。）、接続料規則（平成 12 年郵政省令第 64 号）及び電気通信事業法関係審査基準（平成 13 年 1 月 6 日総務省訓令第 75 号。以下「審査基準」という。）の規定に基づき、以下のとおり審査を行った結果、認可することが適当と認められる。

審 査 事 項	審 査 結 果	事 由
1 施行規則第 23 条の 4 第 1 項で定める箇所における技術的条件が適正かつ明確に定められていること。（審査基準第 15 条(1)ア）	—	該当事項なし。
2 接続料規則第 4 条で定める機能ごとの接続料が適正かつ明確に定められていること。（審査基準第 15 条(1)イ）	適	接続料は、加入者交換機能等、接続料規則第 4 条に規定する機能ごとに定められており、適正かつ明確に定められていると認められる。
3 第一種指定電気通信設備を設置する電気通信事業者及び当該指定電気通信設備とその電気通信設備を接続する他の電気通信事業者の責任に関する事項が適正かつ明確に定められていること。（審査基準第 15 条(1)ウ）	—	該当事項なし。
4 電気通信役務に関する料金を定める電気通信事業者の別が適正かつ明確に定められていること。（審査基準第 15 条(1)エ）	—	該当事項なし。
5 他事業者が接続の請求等を行う場合において、①必要な情報の開示を受ける手続、②接続の請求への回答を受ける手続、③協定の締結及び解除の手続、④情報開示に係る標準的期間、⑤接続の請求から回答・接続が開始されるまでの標準的期間等が適正かつ明確に定められていること。（施行規則第 23 条の 4 第 2 項第 1 号及び審査基準第 15 条(1)カ）	—	該当事項なし。
6 他事業者が接続に必要な装置を建物、管路、とう道若しくは電柱等に設置等する場合において、①情報の開示を受ける手続、②設置等の可否について回答を受ける手続、③他事業者が工事又は保守を行う場合の手続、④工事又は保守に他事業者が立会いをする手続、⑤工事に係る標準的期間、⑥場所等に関して他事業者が負担すべき金額、⑦工事等に関して他事業者が負担すべき金額が適正かつ明確に定められていること。（施行規則第 23 条の 4 第 2 項第 2 号及び審査基準第 15 条(1)ク）	—	該当事項なし。
7 他事業者が屋内配線設備（集合住宅向けに限る）を利用する場合において、①工事を行う手続、②負担すべき金額、③利用する場合の条件が適正かつ明確に定められていること。（施行規則第 23 条の 4 第 2 項第 3 号及び審査基準第 15 条(1)ケ）	—	該当事項なし。
8 第一種指定電気通信設備を設置する電気通信事業者が工事若しくは保守、料金の請求若しくは回収その他第一種指定電気通信設備との接続に係る業務を行う場合に、これに関して当該他事業者が負担すべき能率的な経営の下における適正な原価に照らし公正妥当な金額が適正かつ明確に定められていること。（施行規則第 23 条の 4 第 2 項第 4 号及び審査基準第 15 条(1)カ）	適	他事業者が負担すべき工事費について、接続料の原価の算定方法に準じて計算されており、適正かつ明確に定められていると認められる。

9 第一種指定電気通信設備を設置する電気通信事業者及び他事業者がその利用者に対して負うべき責任に関する事項が適正かつ明確に定められていること。(施行規則第23条の4第2項第5号及び審査基準第15条(1)オ)	—	該当事項なし。
10 法第8条第1項の重要通信の取扱方法が適正かつ明確に定められていること。(施行規則第23条の4第2項第6号及び審査基準第15条(1)カ)	—	該当事項なし。
11 他事業者が接続に関して行う請求及び第一種指定電気通信設備を設置する電気通信事業者が当該請求に対して行う回答において用いるべき様式が適正かつ明確に定められていること。(施行規則第23条の4第2項第7号及び審査基準第15条(1)キ)	—	該当事項なし。
12 他事業者と協議が調わない場合のあっせん又は仲裁による解決方法が適正かつ明確に定められていること。(施行規則第23条の4第2項第8号及び審査基準第15条(1)ク)	—	該当事項なし。
13 番号ポータビリティ機能の接続料について、施行規則第15条の2ただし書の規定によるときは、固定端末系伝送路設備を直接收容する交換等設備を設置する電気通信事業者が当該機能の接続料を負担すべき電気通信事業者から当該機能の接続料の額に相当する金額を取得し当該機能の接続料を第一種指定電気通信設備を設置する電気通信事業者に支払うことを確保するために必要な事項が適正かつ明確に定められていること。(施行規則第23条の4第2項第9号及び審査基準第15条(1)コ)	—	該当事項なし。
14 前各号に掲げるもののほか、他事業者の権利又は義務に重要な関係を有する電気通信設備の接続の条件に関する事項があるときは、その事項が適正かつ明確に定められていること。(施行規則第23条の4第2項第10号及び審査基準第15条(1)カ)	—	該当事項なし。
15 有効期間を定めるときは、その期間が適正かつ明確に定められていること。(施行規則第23条の4第2項第11号及び審査基準第15条(1)カ)	—	該当事項なし。
16 接続料が接続料規則に定める方法により算定された原価に照らし公正妥当なものであること。(審査基準第15条(2))	適	接続料は、当該接続料の算定に用いられる資産及び費用が接続料規則第6条第1項に規定する総務大臣が通知する手順により整理されたものであり、かつ、同規則第4章に規定する算定方法により算定された接続料原価に基づいたものであることから、一般の申請内容は接続料規則の関係規定を満たしており、公正妥当なものとして認められる。
17 接続の条件が、第一種指定電気通信設備を設置する電気通信事業者がその指定電気通信設備に自己の電気通信設備を接続することとした場合の条件に比して不利なものでないこと。(審査基準第15条(3))	—	該当事項なし。
18 特定の電気通信事業者に対し不当な差別的取扱いをするものでないこと。(審査基準第15条(4))	適	本件申請において、特定の電気通信事業者に対し不当な差別的取扱いをする旨の記載は認められない。